

○湖南衛生組合児童手当事務取扱要領

昭和48年7月1日

(通則)

第1条 湖南衛生組合一般職の職員に対する児童手当の認定および支給に関する事務の取扱いについては、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)および児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。)によるほか、[この要領](#)により処理するものとする。

(児童手当の支給日)

第2条 児童手当の支給日は、法第8条第4項に定める支給月の15日とする。ただし、その日が勤務を要しない日または、休日であるときは、その日前のその日に最も近い勤務を要しない日または休日でない日とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、管理者は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により[前項](#)の支給日に支給できないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(昭和57年4月1日)

(受給者台帳)

第3条 この手当の認定および支給事務の処理にあつては、児童手当受給者台帳([様式第1号](#)。以下「受給者台帳」という。)を備えるものとする。

(認定請求書の処理)

第4条 規則第1条に規定する児童手当認定請求書([様式第2号](#)。以下「認定請求書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 認定請求書に受付年月日を記入すること。

(2) 認定請求書の記載およびその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。

(3) 認定請求書の記載およびその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、次の処理を行なうこと。

ア 認定請求書を返戻するものについては、返戻理由を通知のうえ、認定請求書を返戻すること。

イ 認定請求書を保留するものについては、その保留理由を請求者に通知すること。

(4) [前号](#)によつて返戻したものが補正されて再提出されたとき又は保留の事由がなくなつたときは、次の処理を行なうこと。

ア 認定請求書を返戻したものについては、補正されているかどうかを点検すること。

イ 認定請求書を保留したものについて、提出された添付書類等について点検すること。

2 認定請求書の記載事項について、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書の記載事項を添付書類等によつて確認すること。

(2) [前号](#)によつて確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行なうこと。3 [前項](#)の規定によつて審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、その額を決定するとともに次の手続きをとるものとする。

(1) 受給者台帳を作成すること。

(2) 児童手当認定通知書([様式第3号](#))を作成し、受給者に交付すること。

(3) 認定請求書に認定年月日および認定通知年月日を記入すること。

4 [第2項](#)の規定によつて審査した結果、受給資格がないものと確定したときは、次の手続きをとるものとする。

(1) 認定請求書に却下の旨および却下年月日を記入すること。

(2) 児童手当認定請求却下通知書([様式第4号](#))を作成し、請求者に交付すること。

(3) 認定請求書に認定請求却下通知年月日を記入すること。

(改定請求書の処理)

第5条 規則第2条に規定する児童手当額改定請求書([様式第5号](#)。以下「改定請求書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 改定請求書に、受付年月日を記入すること。

(2) 改定請求書の記載およびその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。

(3) 改定請求書の記載および添付書類に補正できない程度の不備があるときは、[前条第1項第](#)

[3号](#)および[第4号](#)の規定の例により処理すること。

- 2 改定請求書の記載内容について、[前条第2項](#)の規定の例により審査するものとする。
- 3 [前項](#)の規定によつて審査した結果、手当額を改定すべきものと確認したときは、その額を決定し、次の手続きをとるものとする。
 - (1) 受給者台帳に新たに支給要件児童となつたものの氏名および改定後の手当額等を記入すること。
 - (2) 児童手当額改定請求却下通知書([様式第7号](#))を作成し、受給者に交付すること。
 - (3) 改定請求書に改定請求却下年月日および改定請求却下通知年月日を記入すること。(改定届の処理)

第6条 規則第3条に規定する児童手当額改定届([様式第8号](#)。以下「改定届」という。)の提出を受けたときは、[前条第1項](#)および[第2項](#)の規定の例により点検審査を行なうものとする。

- 2 [前項](#)の規定によつて審査した結果、届出に係る事実があるものと認めたときは、次の手続きをとるものとする。
 - (1) 改定届に受付年月日を記入すること。
 - (2) 受給者台帳の当該支給要件児童欄を消除し、改定後の手当額等を記すること。
 - (3) 改定通知書を作成し、受給者に交付すること。
 - (4) 改定届に改定年月日及び改定通知年月日を記入すること。
- 3 [第1項](#)の規定によつて審査した結果、届出に係る事実がないものと認めたときは、受給者台帳の摘要欄に改定届を返付した旨を記入し、当該届出書を受給者に返付するものとする。
(職権に基づく手当額の改定手続)

第7条 改定届の提出がない場合においても、受給者台帳等によつて手当額を減額すべきものと確認したときは、職権により手当額を改定するとともに、次の手続きをとるものとする。

- (1) 受給者台帳の当該支給要件児童欄を消除するとともに、改定後の手当額等を記入すること。
- (2) 改定通知書を作成し、受給者に交付するとともに受給者台帳の摘要欄にその送付年月日を記入すること。

(現況届の処理)

第8条 規則第4条に規定する児童手当現況届([様式第9号](#)。以下「現況届」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 現況届に受付年月日を記入すること。
- (2) 現況届の記載およびその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。
- (3) 現況届の記載およびその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、[第3条第1項](#)
[第3号](#)および[第4号](#)の規定の例により処理すること。
- (4) 現況届の記載事項について、受給者台帳と照合すること。
- 2 [前項第3号](#)の規定によつて照合したものについては、[第3条第2項](#)の例により処理すること。
- 3 [前項](#)の規定によつて審査した結果引き続いて手当を支給すべきものと認めたときは、受給者台帳の現況届欄に所定の事項を記入すること。
- 4 [前2項](#)の規定により、審査した結果支給事由が消滅したものと認めたときは次の手続きをとるものとする。
 - (1) 受給者台帳の支給事由消滅欄に消滅事由および消滅年月日を記入し、これを除いて別に保管すること。
 - (2) 児童手当支給事由消滅通知書([様式第10号](#)。以下「支給事由消滅通知書」という。)を作成して、受給者に交付すること。(在学証明書に基づく処理)

第9条 規則第5条に規定する在学証明書の提出を受けたときは、その内容を審査するものとする。

- 2 審査の結果、引続いて手当の支給を行なうものと確認したときは、受給者台帳にその旨記入するものとする。
- 3 審査の結果、支給事由がないものと確認したときは、[第7条第4項](#)の規定の例により処理するものとする。
(氏名変更届の処理)

第10条 規則第6条に規定する氏名変更届(様式第11号)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 氏名変更届の記載が不備でないかどうかを点検すること。
- (2) 受給者台帳の氏名欄を改めること。

(住所変更届の処理)

第11条 規則第7条に規定する住所変更届(様式第12号)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 住所変更届の記載およびその添付書類に不備がないかどうかを点検すること。
- (2) 住所変更届及びその添付書類に不備がないときは受給者または支給要件児童の氏名および住所等を添付書類によつて確認すること。
- (3) 受給者台帳の住所欄に変更後の住所および変更年月日を記入すること。

(受給事由消滅届の処理)

第12条 規則第8条に規定する児童手当受給事由消滅届(様式第13号。以下「受給事由消滅届」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給事由消滅届の記載が不備でないかどうかを点検すること。
- (2) 受給者台帳の支給事由消滅欄に消滅事由および消滅年月日を記入し、これを除いて別に保管すること。
- (3) 支給事由消滅通知書を作成し、受給者に交付すること。

(職権に基づく消滅の手続)

第13条 受給事由消滅届の提出がない場合においても受給者台帳等によつて手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条第2号および第3号に規定する手続をとるものとする。

(支払後の処理)

第14条 手当を支払ったときは、受給者台帳の支払記録欄に支払金額及び支払年月日を記入すること。

(未支払請求書の処理)

第15条 規則第10条に規定する未支払児童手当請求書(様式第14号。以下「未支払請求書」という。)の提出を受けたときは次により処理するものとする。

- (1) 未支払請求書の記載事項について受給者台帳により審査すること。
- (2) 未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、その額を支払うとともに次によること。

ア 未支払児童手当支給決定通知書(様式第15号)を作成し、請求者に交付すること。

イ 受給者台帳の児童手当支払記録欄に支払金額および支払年月日を、その備考欄に請求者の氏名および住所を記入すること。

- (3) 未支払の児童手当を支給しないものと決定したときは、次によること。

ア 未支払児童手当請求却下通知書(様式第16号)を作成し、請求者に交付すること。

イ 受給者台帳の摘要欄に請求を却下した旨を記入すること。

(支払の一時差し止め手続)

第16条 法第11条の規定により手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、児童手当支払差し止め通知書(様式第17号)を作成し、受給者に交付するとともに、受給者台帳の備考欄にその旨を記入するものとする。

(請求書等の整理)

第17条 認定請求書は認定年月日順に、現況届は受給者台帳の順に配列し、それぞれ整理し、保存するものとする。

2 前項以外の請求書、届書等は、適宜の方法により整理して保存するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第18条 帳簿、請求書、届書等は、それぞれ完結の日の属する年度の翌年度から次の期間保存するものとする。

- (1) 受給者台帳、認定請求書 5年
- (2) 改定請求書、現況届、未支払請求書 2年
- (3) 前2号以外の届出書等 1年

附 則
 (実施期日)
 この要領は、昭和48年7月1日から実施する。

附 則
 この要領は、昭和57年4月1日から実施する。
 様式第1号

様式第1号

見 童 手 当 受 給 者 台 帳

受給者	所屬部局課名				住 所		性 別		男・女		本籍	住 所 (変更)			
	(ふりがな) 氏 名				性 別	男・女	性 別	男・女	生年月日	明大昭年月日					
支給要件児童	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居別居の別	住 所	監護の有無	生 計 関 係	非該当年月日	非該当事由					
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	・	18歳到達・死亡					
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	・	18歳到達・死亡					
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	・	18歳到達・死亡					
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	・	18歳到達・死亡					
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	・	18歳到達・死亡					
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	・	18歳到達・死亡					
法第6条第1項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数						人	認定年月日	昭和年月日	支給開始年月	算定基礎児童数	手当月額	毎期支給額			
所得の状況	昭和	年分所得額	円	扶養親族等および児童の数	人	支給事由	年月日	昭和年月日	昭・	人	円	円	円		
規則第1条第1項第4号に規定する事項						消滅事由	事由		(改定)昭・	人	円	円	円		
備 要															

(裏面)

区分	年度		昭和	年度											
	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
現況	前年の所得額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	扶養親族等および児童の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	備考														
支払記録	10月期	支払年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		取扱者印													
	2月期	支払年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		取扱者印													
	6月期	支払年月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		取扱者印													
	備考														

様式第2号

様式第2号

児童手当認定請求書

請求者	所属部局課名				住所					
	(ふりがな)氏名									
請求者	性別	男・女		生年月日	明大昭年月日					
		Ⓜ								
支給要件児童	氏名	続柄	性別	生年月日	同居の別居	住所	監護の有無	生計関係		
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持		
算定基礎児童数		人	手当月額	円	配偶者	有無	規則第1条第1項第4号に規定する事項			
所得の状況		昭和	年分	所得額		円	住所			
扶養親族等および児童の数		人	認定却下	年月日	昭・	支給開始年月	昭・	算定基礎児童数	手当月額	毎期支給額
		人	認定却下	通知年月日	昭・	昭・	昭・	人	円	円
摘要										
昭和 年 月 日							受付年月日		昭・	
湖南衛生組合管理者 殿										

様式第3号

様式第3号

	第 昭和 年 月 日 号
_____ 殿 湖南衛生組合管理者	<input type="checkbox"/>
児童手当認定通知書	
<p>昭和 年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので、通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。</p>	
記	
1 算定基礎児童数	人
2 手 当 月 額	円
3 支給開始年月	昭和 年 月から
4 支給要件児童とならなかった児童の氏名及びその理由	

[様式第4号](#)

様式第4号

第	号
昭和	年 月 日
_____ 殿	
湖南衛生組合管理者 印	
児童手当認定請求却下通知書	
<p>昭和 年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>(却下した理由)</p>	

[様式第5号](#)

様式第5号

児童手当額改定請求書

				所属部局課名			
受給者	(ふりがな) 氏名			生年月日	明大昭	年	月 日
	住所						
算定基礎児童数の増加の原因となる児童							
氏名	続柄	生年月日	同居 別居の別	住所	監護の 有無	生計関係	
		昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	
		昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	
		昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	
		昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	
		昭・	同・別		有・無	生計同一・生計維持	
改定後の算定基礎児童数				人	改定後の手当月額	円	
上記の児童が増加した理由							
備考							
昭和 年 月 日 湖南衛生組合管理者 殿							
※ 改定却下	改定・却下年月日	改定年月	算定基礎児童数	手当月額	毎期支給額		
	昭和 年 月 日	昭和 年 月	人	円	円		
	改定・却下通知年月日						
	昭和 年 月 日						
				受付年月日	昭 ・ ・		

[様式第6号](#)

様式第7号

第	号
昭和	年 月 日
_____ 殿	
湖南衛生組合管理者 印	
児童手当額改定請求却下通知書	
<p>昭和 年 月 日付で請求のありました児童手当額の改定については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>(却下した理由)</p>	

[様式第8号](#)

様式第8号

児 童 手 当 額 改 定 届

		所属部局課名			
受 給 者	(ふりがな)			生年月日	明 大 昭 年 月 日
	氏 名	㊦			
	住 所				
算定基礎児童数の減少の原因となる児童					
氏 名	続柄	生年月日	算定基礎児童数の減少の原因となる事由	事由の発生した年月日	
		昭・ ・	アイウエオカキ	昭・ ・	
		昭・ ・	アイウエオカキ	昭・ ・	
		昭・ ・	アイウエオカキ	昭・ ・	
		昭・ ・	アイウエオカキ	昭・ ・	
		昭・ ・	アイウエオカキ	昭・ ・	
改定後の算定基礎児童数		人	改定後の手当月額	円	
事 由					
ア 18歳に達した		オ 生計を同じくしなくなった			
イ 義務教育を終了した		カ 生計を維持しなくなった			
ウ 死亡した		キ その他			
エ 監護しなくなった		()			
昭和 年 月 日					
湖南衛生組合管理者			殿		
※ 改定年月日	昭和 年 月 日	※ 改定通知年月日	昭和 年 月 日		
			受付年月日	昭・ ・	

[様式第9号](#)

様式第9号

児 童 手 当 現 況 届

受給者	所属部局課名						住所				
	(ふりがな)										
氏名	①		性別	男・女		生年月日	明大昭 年 月 日		本籍		
支給要件児童	氏名	続柄	性別	生年月日	同居の別 別居	住	所	監護の有無	生計関係		
			男・女	昭・・	同・別			有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・・	同・別			有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・・	同・別			有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・・	同・別			有・無	生計同一・生計維持		
			男・女	昭・・	同・別			有・無	生計同一・生計維持		
算定基礎児童数		人		手当月額	円		配偶者 有無	氏名	規則第1条第1項第4号に規定する事項		
所得の状況		昭和		年分所得額	円				住所		
扶養親族等および児童の数				人		※結果					
摘要											
昭和 年 月 日								受付年月日	昭・・		
湖南衛生組合管理者								殿			

[様式第10号](#)

様式第10号

	第 昭和 年 月 日 号
_____ 殿 湖南衛生組合管理者	
児童手当支給事由消滅通知書	
次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。 なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。	
記	
1 消滅した日	昭和 年 月 日
2 消滅の理由	

[様式第11号](#)

様式第11号

氏 名 変 更 届			
区 分	所属部局課名		
	変 更 前		変 更 後
受 給 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	変更年月日	昭和 年 月 日	
支 給 要 件 児 童	氏 名		
	氏 名		
	変更年月日	昭和 年 月 日	
備 考			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>昭和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>受給者氏名 ①</p> <p>湖南衛生組合管理者 殿</p> </div> </div>			
		受付年月日	昭 . .

[様式第12号](#)

様式第12号

住所変更届				
所属部局課名				
受給者	変更前住所			
	変更後住所			
	変更年月日	昭和	年	月 日
支給要件児童	氏名		変更年月日	昭和 年 月 日
	変更前住所			
	変更後住所			
	氏名		変更年月日	昭和 年 月 日
	変更前住所			
	変更後住所			
	氏名		変更年月日	昭和 年 月 日
	変更前住所			
変更後住所				
備考				
昭和 年 月 日				
湖南衛生組合管理者 殿				受給者氏名 ㊟
			受付年月日	昭 . .

[様式第13号](#)

様式第14号

未支払児童手当請求書					
死亡者	所属部局課名				
	(ふりがな)		死亡した日	昭和 年 月 日	
	氏名				
支給要件児童であった児童	住 所				
	氏 名	住 所			
請求の内容	支給期間	昭和 年 月分から 昭和 年 月分まで	請求金額	円	
払渡希望金融機関		名 称		口座番号	
昭和 年 月 日					
住 所					
請求者氏名 ①					
湖南衛生組合管理者 殿					
※支給決定年月日	昭和 年 月 日	請求却下年月日	昭和 年 月 日		
※支給決定通知年月日	昭和 年 月 日	請求却下通知年月日	昭和 年 月 日		
				受付年月日	昭 〃 〃

[様式第15号](#)

様式第15号

	第		号
	昭和	年	月 日
_____ 殿	湖南衛生組合管理者		印
未支払児童手当支給決定通知書			
<p>昭和 年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定しましたから通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。</p>			
支払の内容	支払期間	昭和 年 月分から 昭和 年 月分まで	
	支給額	円	
	支払年月日	昭和 年 月 日	
	支払方法		

[様式第16号](#)

様式第16号

第 昭和 年 月 日	号 日
_____ 殿	湖南衛生組合管理者 印
未支払児童手当請求却下通知書	
<p>昭和 年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり請求を却下しましたから通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>(却下理由)</p>	

[様式第17号](#)

様式第17号

	第		号
	昭和	年	月 日
_____ 殿	湖南衛生組合管理者		印
児童手当支払差止通知書			
<p>次のとおり児童手当の支払を一時差し止めましたから通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。</p>			
支払差止の内容	支払差止の事由		
	支払差止額	円	
	支払差止期間	昭和 年 月分から	
		昭和 年 月分まで	